

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB、IFRS第3号の「概念フレームワーク」への参照の更新を提案

目次

背景

修正案

経過措置、発効日およびコメント期間

このIFRS in Focusは、2019年5月に国際会計基準審議会（IASB）が公表した、公開草案ED/2019/3「『概念フレームワーク』への参照（IFRS第3号の修正案）」（ED）に示されているIFRS第3号「企業結合」の修正案を取り扱っている。

- 修正案は、確定した場合、IFRS第3号の1989年版の「フレームワーク」への参照を、2018年版の「概念フレームワーク」への参照に置き換えることになる。
- IAS第37号またはIFRIC第21号の範囲に含まれる負債および偶発負債について、別個に取得する場合に、例外が提案されている。これらについては、取得企業は、企業結合で引き受けた義務を識別するために、2018年版の「概念フレームワーク」の代わりに、IAS第37号またはIFRIC第21号を適用することになる。
- 修正案は、企業結合で取得する場合、偶発資産を認識すべきではないことを明確化している。
- 企業は本修正を、取得日が、本修正を最初に適用した事業年度の期首以後である企業結合に適用することを提案している。
- 本修正の発効日は、コメント期間終了後に設定される。
- 本提案に対するコメントは、2019年9月27日まで募集されている。

背景

IFRS第3号は、企業結合で認識された資産および負債は、1989年に公表された「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」（1989年版の「フレームワーク」）における資産および負債の定義を満たすものでなければならないと規定している。他のIFRS基準とは異なり、IFRS第3号における参照は更新されていない。これは、2018年版の「概念フレームワーク」における資産および負債の定義が、1989年版の「フレームワーク」での定義よりも広く、参照を更新すると、企業結合において追加的な資産および負債が認識されることになる可能性があるためである。これらの資産および負債は、企業結合後に適用される他の基準の認識規準を満たさない可能性があるため、このような影響は望ましくない。その結果、認識の中止を行うことになり、経済的損失または利得を描写しない「2日目」の利得または損失が生じる。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

見解

IASBは、資産および負債の母集団を広げる問題は、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIFRIC第21号「賦課金」の範囲に含まれる取引およびその他の事象についてのみ発生すると結論付けた。したがって、IASBは、追加の負債の認識を避けるために、提案においてこれらの要求事項に焦点を当ててきた。

修正案

IASBIは、IFRS第3号について3点の修正を提案している。

1. 1989年版の「フレームワーク」への参照を削除し、現在の版、すなわち、2018年版の「概念フレームワーク」への参照に置き換える。
2. IFRS第3号に要求事項を追加し、IAS第37号またはIFRIC第21号の範囲に含まれる取引およびその他の事象について、取得企業は、企業結合で引き受けた負債を識別するために、「概念フレームワーク」の代わりに、IAS第37号またはIFRIC第21号を適用しなければならない。この追加的な要求事項は、企業結合で認識した負債が、IFRS第3号の現行の要求事項を適用して認識した負債と同じであることを確保する。
3. 取得企業は、企業結合で取得した偶発資産を認識すべきではないことを明示する。これは、「概念フレームワーク」への参照の更新が、現行の要求事項を変更することになるのかどうかに関する疑問を避けるためである。

経過措置、発効日およびコメント期間

IASBIは、企業は当該修正を、取得日が、当該修正を最初に適用した事業年度の期首以後である企業結合に適用することを提案している。本修正は将来に向かって適用され、過去の企業結合を修正再表示する必要はない。

EDは、発効日を提案していない。IASBIは、コメント期間終了後に本修正の発行日を設定する。発効日前の本修正の適用は、認められることが提案されている。

IASBIは、2019年9月27日までEDIに対するコメントを募集している。

さらなる情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または“Deloitte Global”)および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited